介護支援専門員の研修体系【兵庫県】

主任介護支援専門員更新研修（54 時間）
※希望により受講

主任介護支援専門員研修（72 時間）
実務就業後５年以上
※希望により受講

介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（33.5 時間）
実務に従事している者・有効期間内の実務期間が３年以上
専門員証の有効期間が概ね２年以内に満了する者
事例検討や演習を通じ、支援困難事例等への対応スキルを高めることにより課解決能力の向上を図ります。

介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（57.5 時間）
実務に従事している者・有効期間内の実務期間が６か月以上
一定の実務経験をもとに、価値（態度）・専門知識・技術の習得を図り、その専門性を高め資質の向上を図ります。

実務の状況によりいずれか

介護支援専門員施設版研修
（14 時間）
入所施設の介護支援専門員がＩＣＦの考え方やそれに基づくケアプランの作成方法等について学び、実践力の向上を図ります。

希望により受講

介護支援専門員実務従事者

専門研修課程Ⅱ又は更新研修Ａ（後期）

実務従事者・実務経験者向け研修を受講し更新後、実務に従事

更新研修Ａ（後期）（33.5 時間）
①実務に従事している者・有効期間内の実務経験が３年未満
②有効期間内に実務に従事した経験がある者
専門員証の有効期間が概ね２年以内に満了する者
※専門研修課程Ⅱと同等

更新研修Ａ（前期）（57.5 時間）
①実務に従事している者・有効期間内の実務期間が６か月未満
②有効期間内に実務に従事した経験がある者
専門員証の有効期間が概ね２年以内に満了する者
※専門研修課程Ⅰと同等

介護支援専門員実務経験者

更新研修Ｂ

実務従事者・実務経験者向け研修及び実務未経験者向け研修を受講し更新後、実務に従事せず

介護支援専門員証の有効期間の更新（有効期間５年）

更新研修Ｂ（54 時間）
介護支援専門員としての実務経験がない者
専門員証の有効期間が概ね２年以内に満了する者

有効期間内に更新

介護支援専門員実務未経験者

専門研修課程Ⅰ（更新研修Ａ（前期））及び専門研修課程Ⅱ（更新研修（後期））

実務未経験者向け研修を受講し更新後、実務に従事

介護支援専門員証の交付（有効期間５年）

再研修（54 時間）
実務経験の有無に関わらず、専門員証の有効期間が満了した者
あるいは登録から５年以上交付を受けていない者

有効期間が満了している

介護支援専門員証の交付（有効期間５年）※登録後５年以内に交付申請

介護支援専門員の登録　※研修修了後３か月以内に登録申請

登録後、５年以内に証の交付を申請しなかった者

介護支援専門員実務研修（８７時間）

※実務研修修了後、３か月以内に登録しなかった者は再度実務研修を受講しなければならない。

介護支援専門員実務研修受講試合格

※「実務従事者」「実務経験者」とは、原則として介護支援専門員証の有効期間内に、居宅介護支援事業所、介護保険施設及び地域包括支援センター等において期間の長短は問わず、サービス計画書の作成業務に従事した経験を有する者をいいます。（居宅介護支援事業所の管理者を含む。）　認定調査やサービスの調整のみを行っている場合は該当しません。